

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：農林水産業費 項：林業費 目：林業振興費

事業名 水源地域保全対策推進事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

林政部治山課 水源林保全係

電話番号：058-272-1111 (内 3168)

E-mail：c11519@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,250千円 (前年度予算額：1,372千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,372	0	0	0	0	0	0	0	1,372
要求額	1,250	0	0	0	0	0	0	0	1,250
決定額	1,250	0	0	0	0	0	0	0	1,250

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

県民の財産である「清流の国ぎふ」の豊かで澄んだ水を後世に引き継いでいくために、「岐阜県水源地域保全条例」を中心に総合的に水源地域の保全施策を実施する必要がある。そのため、条例に基づく事前届出制度の周知をはじめとして、県民に水源林保全の意識を醸成していく。

(2) 事業内容

○水源地域の指定・変更

- ・水道水源をはじめとする取水地点及びその周辺区域を水源地域として指定又は変更する。

○土地取引又は開発行為に係る事前の届出に対する助言

- ・水源地域内の土地取引等の契約又は開発行為を行う前に、県は届出者に対して助言を行う。

○条例の広報活動

- ・説明会等の開催により条例の周知を行う。

○岐阜県水源地域保全審議会の開催

- ・水源地域の指定・変更又は解除にあたって意見を聴取するため、「岐阜県水源地域保全審議会」(委員7名)を開催する。

- ・また、県が届出者に対して助言をする際、必要に応じて同審議会の意見を聞く。

(3) 県負担・補助率の考え方

県負担 10/10（県独自の条例であるため）

(4) 類似事業の有無

なし

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報酬	294	岐阜県水源地域保全審議会の委員報酬
旅費	633	岐阜県水源地域保全審議会の委員旅費、説明会旅費等
需用費	211	消耗品費
役務費	56	郵便代
報償費	32	専門調査員報償費
使用料及び賃借料	24	会場借上料
合計	1,250	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・長期構想

IV 美しい自然と環境を守る「清流の国」づくり

1 森・川・海をつなぐ清流とふるさとの自然を守る

- ・森林がもつ水源かん養機能など多面的な機能を維持・増進し、健全で豊かな森林をつくる取組を進め、岐阜県の自然と水源を守る。

- ・第三期 岐阜県森林づくり基本計画

1 健全で豊かな森林づくりの推進

(2) 森林の適正な保全

(2) 国・他県の状況

現在、全国18道府県が同種の条例を制定している。

(3) 後年度の財政負担

条例運用に係る費用負担が継続的に発生する。

事業評価調書（県単独補助金除く）

<input type="checkbox"/>	新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/>	継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 水源地域内の土地取引について事前の届出制を導入することで、売買等の情報を把握し、売主や買主に対して適正な土地利用を促すための助言を行い水源地域の保全を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

○指標を設定することができない場合の理由

水源地域は、水源林等の保全すべき対象のことであり、指定する面積が広ければよいと言えるものではない。また、届出件数は、水源地域内における取引件数の大小に左右されるもので、多ければよいと言えるものではない。

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 ・岐阜県水源地域保全審議会 2回
 ・水源地域に指定された地域等の住民に対する説明会の開催 5回

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 土地取引の事前届出により、水源地域の土地の売買等に係る情報を市町村と共有し、森林とは異なる土地利用がある場合には、適切な助言を行うことにより、水源地域の保全が図られた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い	
(評価) ○	土地取引（水源林等の売買）を規制する法令はない。 取得目的が不明の土地取引が行われることで、伐採や開発により水道水等の濁水などの懸念、県民の不安感につながるとして、他道府県では条例を制定して、売買等の情報を把握し、土地所有者等に対する助言等を行っている。本県でも、他道府県同様に条例を制定し、水源地域の保全を行っている。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	令和2年9月末までに土地取引等に関する届出が、130件あった。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある	
(評価) ○	水源地域の新たな指定や指定の解除を適宜行い、地域事情を反映した水源地域の保全に取り組んでいる。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 条例や水源地域を保全する意義についての県民の認知度の向上が必要。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 引き続き、地域説明会等を通して条例の周知に取り組む。
--